

1. 条 例

議案番号	件名	内 容 (主なもの)	議 決 月 日 結 果 採 決 状 況	付 託 委 員 会
議案第10号	堺市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費、事業所内保育施設の設置の支援及び堺市認証保育所の運営補助に関する事務の廃止に伴う所要の改正を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可 決 全 会 一 致	総 務 財 政
議案第11号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例	令和3年度及び令和4年度の集中改革期間における市政全般の抜本的な改革が進捗したため、市政集中改革室を廃止することとし、所要の改正を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可 決 全 会 一 致	総 務 財 政
議案第12号	堺市立文化館条例の一部を改正する条例	堺市立文化館の指定管理者の指定に係る手続等について、公募を原則とする見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの ○ 公布の日（令和5年3月23日）から施行	3月17日 可 決 全 会 一 致	産 業 環 境
議案第13号	堺市博物館条例等の一部を改正する条例	博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正により、博物館の目的や事業等が見直されたことに伴い、(1)及び(3)の条例を改正するほか、法改正に伴い(2)及び(4)の条例については、規定の整備を行うもの (1) 堺市博物館条例（昭和55年条例第13号） (2) 堺市ラブホテル建築等規制条例（昭和58年条例第17号） (3) 堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号） (4) 堺市旅館業法施行条例（平成24年条例第67号） ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可 決 全 会 一 致	産 業 環 境
議案第14号	堺市立老人集会所条例の一部を改正する条例	美木多校区において建設が予定されている地域会館に老人集会室が併設されることから、堺市立美木多喜楽荘を廃止することとし、所要の改正を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可 決 全 会 一 致	健 福 康 社
議案第15号	堺市重度障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例	大阪府の福祉医療費助成制度の対象に、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者のうち、その保護を停止されている者（以下「保護停止者」という。）が加えられることとなったことを踏まえ、本市の重度障害者、ひとり親家庭及び子どもに係る医療費助成についても、その対象に保護停止者を加える見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可 決 全 会 一 致	健 福 康 社

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第16号	堺市立こどもリハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部改正により、肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について、児童発達支援に一元化されることに伴う所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 令和6年4月1日から施行</p>	3月17日 可決 全会一致	健康 福祉
議案第17号	堺市営住宅条例の一部を改正する条例	<p>指定管理者に管理を行わせることのできる共同施設の種類を明確化するため、堺市営住宅条例(平成9年条例第30号)第2条第2号に規定する共同施設の定義について、規定の整備を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和5年3月23日)から施行</p>	3月17日 可決 全会一致	建設
議案第18号	堺市手数料条例の一部を改正する条例	<p>建築基準法(昭和25年法律第201号)の一部改正により、建築物のエネルギー消費性能の向上を目的とした建築物の改修及び設備の設置について容積率等の制限を緩和する特例認定又は特例許可に関する事務が新設されたことに伴い、同事務に係る手数料を徴収することとし、所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 令和5年4月1日から施行</p>	3月17日 可決 起立多数	予算 審査
議案第19号	堺市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例	<p>新金岡駅周辺、泉ヶ丘駅周辺、梅・美木多駅周辺及び光明池駅周辺の地区について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第2号に掲げる特別用途地区(特別住居地区)とするに当たり、当該特別用途地区における建築の制限等について定めるため、所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和5年3月23日)から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行</p>	3月17日 可決 全会一致	建設
議案第20号	堺市手数料条例及び堺市開発行為等の手続に関する条例の一部を改正する条例	<p>宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の一部改正に伴い、当該一部改正に係る経過措置期間において、改正前の同法の規定の適用に関する所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和5年5月26日から施行</p>	3月17日 可決 全会一致	建設

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 結果状況	付託 委員会
議案 第21号	堺市霊園条例及び 堺市立霊堂条例の 一部を改正する条 例	<p>墓地の多様化に対応し、堺市霊園及び堺市立霊堂の使用 者の利便性の向上及び効率的かつ効果的な管理運営を図る ため、堺市霊園に合葬式墓地を設置し、並びに堺市霊園及 び堺市立霊堂の管理及び指定管理者制度の運用について見 直しを行うこととし、次に掲げる改正を行うもの</p> <p>(1) 堺市霊園条例(昭和38年条例第7号)に係る次の 事項に関する改正</p> <p>ア 合葬式墓地の設置等及びこれに伴う規定の整備</p> <p>イ 墓地の返還に伴う原状回復</p> <p>ウ 無縁墓地の改葬等</p> <p>エ 指定管理者の指定の手續及び指定管理者に行わせ る業務の範囲</p> <p>(2) 堺市立霊堂条例(平成6年条例第33号)に係る次 の事項に関する改正</p> <p>ア 合葬式墓地に係る一時収蔵施設への焼骨の収蔵等</p> <p>イ 指定管理者の指定の手續及び指定管理者に行わせ る業務の範囲等</p> <p>ウ 利用料金制度の導入</p> <p>エ 規定の整備</p> <p>○ 公布の日(令和5年3月23日)から起算して2年を超え ない範囲内において規則で定める日から施行するもので あること。ただし、(1)イに係る改正規定にあつては令和 6年4月1日から、(1)エ並びに(2)イ、ウ及びエに係る 改正規定にあつては令和5年4月1日から施行</p>	3月17日 可決 全会一致	建設
議案 第22号	堺市いじめ防止等 対策推進委員会条 例の一部を改正す る条例	<p>堺市いじめ防止等対策推進委員会では、いじめ防止対策 推進法(平成25年法律第71号)第28条第1項に規定 する重大事態に係る調査の比重が大きく、近年、同法第1 2条に規定するいじめの防止等のための対策に関する調査 審議が十分に実施できていない。今後、本市におけるいじ めの未然防止及び早期発見に資する取組の充実を図るた め、その所掌事務等について見直しを行うこととし、所要 の改正を行うもの</p> <p>○ 令和5年4月1日から施行</p>	3月17日 可決 全会一致	文教

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第23号	堺市いじめ重大事 態調査委員会条例	<p>いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、同項に規定する重大事態に係る事項を調査するため、本市教育委員会に堺市いじめ重大事態調査委員会を設置することとし、次の事項を規定の内容とする本条例を制定するもの</p> <p>(1) 設置及び所掌事務に関する事項 (2) 組織及び委員の任期に関する事項 (3) 特別委員に関する事項 (4) 報酬に関する事項 (5) 委員長に関する事項 (6) 会議及び部会並びに関係者の出席に関する事項 (7) 守秘義務に関する事項</p> <p>○ 令和5年4月1日から施行</p>	3月17日 可決 全会一致	文教
議案 第39号	市長等の退職手当 の特例に関する条例	<p>市長の現任期に係る退職手当並びに市長の現任期中に選任された副市長及び常勤の監査委員並びに任命された教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、次のとおり特例措置を定めることとし、本条例を制定するもの</p> <p>(1) 市長の現任期に係る退職手当については、特例として支給しないこととするもの (2) 副市長、常勤の監査委員、教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、特例として次のとおり規定するもの</p> <p>ア 市長の現任期中に選任された副市長及び常勤の監査委員に対する退職手当の額について、市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号)に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの イ 市長の現任期中に任命された教育長に対する退職手当の額について、市長等の退職手当に関する条例に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの ウ 市長の現任期中に任命された上下水道事業管理者に対する退職手当の額について、堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの</p> <p>○ 公布の日(令和5年3月23日)から施行し、(1)及び(2)アに係る規定は令和元年6月9日から、(2)イに係る規定は令和4年10月1日から適用するもの</p>	3月17日 可決 全会一致	総務 財政

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第40号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定に基づき、大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率(以下単に「市町村標準保険料率」という。)の算定条件において、基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額が引き上げられることに伴い、本市が徴収する保険料に係る基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の限度額を引き上げるとともに、市町村標準保険料率を踏まえ、本市の国民健康保険料率について特例措置を講ずることとし、所要の改正を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可決 起立多数	予審 算査
議案第41号	堺市基金条例の一部を改正する条例	本市職員に係る定年の段階的な引上げに当たり、退職手当の支給に係る各年度の負担の平準化を図るため、本市職員の退職手当の支給に要する資金に充てることを目的とする堺市職員退職手当基金を設置することとし、所要の改正を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可決 起立多数	予審 算査
議案第42号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準省令」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「基準告示」という。)の一部改正に伴い、堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第31号)及び堺市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例(平成28年条例第39号)について、次に掲げる改正を行うもの (1) 本市における認定こども園に係る設備等の基準について、基準省令又は基準告示と同等の内容とする改正 (2) 規定の整備 ○ 令和5年4月1日から施行し、(2)に係る改正規定は、公布の日(令和5年3月23日)から施行	3月17日 可決 全会一致	健福 康社
議案第44号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(1) 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)の一部改正に伴う所要の改正を行うもの (2) 社会保障審議会医療保険部会の議論の整理(令和4年12月15日)で、出産育児一時金の額を引き上げるべきとされたことに係る健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)の一部改正を踏まえ、国民健康保険においても出産育児一時金の額を引き上げることとし、所要の改正を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可決 起立多数	予審 算査

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議員提案 第1号	堺市議会委員会条例の一部を改正する条例	堺市事務分掌条例(昭和47年条例第8号)の一部改正に伴い、常任委員会の所管の改正及び規定整備を行うもの ○ 令和5年4月1日から施行	3月17日 可決 全会一致	省略
議員提案 第14号	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例	令和5年6月1日から令和9年4月30日までの特例期間の間、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会常任委員会委員長、議会常任委員会副委員長、議会特別委員会委員長及び議会特別委員会副委員長の議員報酬の月額を、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第13号)別表に規定する議会議員の額とするもの ○ 令和5年6月1日から施行	5月19日 可決 全会一致	省略
議案 第50号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	泉北ニューデザイン推進室が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議等に関する事務を行うため、堺市泉北ニューデザイン推進室指定管理者候補者選定委員会を設置することとし、所要の改正等を行うもの ○ 公布の日(令和5年6月22日)から施行	6月21日 可決 全会一致	省略
議案 第69号	市長等の給与の特例に関する条例	市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の給与並びに上下水道事業管理者の給料について、令和5年6月9日現在において市長の職にあった者に対するこの条例の施行の日以後の任期中の期間において、次のとおり特例措置を講ずることとし、本条例を制定するもの (1) 次に掲げる者の給料月額及び期末手当の額について、それぞれに定める割合に相当する額を減額するもの ア 市長 100分の30 イ 副市長 100分の15 ウ 教育長 100分の7 エ 常勤の監査委員 100分の5 (2) 上下水道事業管理者の給料月額について、100分の5に相当する額を減額するもの (3) 市長等の給与の特例に関する条例(令和元年条例第27号)を廃止するもの ○ 公布の日(令和5年6月22日)から施行	6月21日 可決 全会一致	省略

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第70号	市長等の退職手当の特例に関する条例	<p>市長の現任期に係る退職手当並びに市長の現任期中に選任された副市長及び常勤の監査委員並びに任命された教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、次のとおり特例措置を定めることとし、本条例を制定するもの</p> <p>(1) 市長の現任期に係る退職手当については、特例として支給しないこととするもの</p> <p>(2) 副市長、常勤の監査委員、教育長及び上下水道事業管理者に対する退職手当について、特例として次のとおり規定するもの</p> <p>ア 市長の現任期中に選任され、又は任命された副市長、常勤の監査委員及び教育長に対する退職手当の額については、市長等の退職手当に関する条例(昭和56年条例第37号)に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの</p> <p>イ 市長の現任期中に任命された上下水道事業管理者に対する退職手当の額について、堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)に規定する額から100分の50に相当する額を減じた額とするもの</p> <p>(3) 市長等の退職手当の特例に関する条例(令和5年条例第15号)を廃止するもの</p> <p>○ 公布の日(令和5年6月22日)から施行</p>	6月21日 可決 全会一致	省略
議案 第82号	堺市有給吏員遺族扶助料条例等を廃止する条例	<p>次に掲げる条例に基づき、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の施行前に本市の職員となった者等であって、同法に基づく退職等年金の支給対象とならないものに対する退隠料等の支給を行っていたが、これらの条例に基づく退隠料等の支給が全て終了し、今後、新たに生じることがないことから、これらの条例を廃止するもの</p> <p>(1) 堺市有給吏員遺族扶助料条例(大正14年条例第2号)</p> <p>(2) 堺市有給吏員退隠料条例(昭和11年条例第3号)</p> <p>(3) 堺市立学校職員退職年金及び退職一時金条例(昭和31年条例第2号)</p> <p>(4) 大阪府都市職員共済組合の給付事務承継に関する条例(昭和42年条例第3号)</p> <p>(5) 元大阪府都市職員共済組合退職年金及び退職一時金に関する条例の適用を受けていた職員の退職年金等に関する条例(昭和45年条例第31号)</p> <p>(6) 堺市有給吏員退隠料及び遺族扶助料の年額の改定に関する条例(昭和52年条例第27号)</p> <p>○ 公布の日(令和5年10月3日)から施行</p>	9月28日 可決 全会一致	総務 財政

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第83号	堺市市税条例の一部を改正する条例	<p>地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)の施行に伴う所要の改正等を行うもの</p> <p>(1) 森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収することとなることに伴う所要の改正を行うもの</p> <p>(2) 個人の市民税の減免について、その事由に該当しなくなったと認める場合は、その全部又は一部を取り消すことができる旨を明記するもの</p> <p>(3) 固定資産税等について、課税標準の特例による減額措置の適用期限の延長等に伴う所要の改正を行うもの</p> <p>(4) 固定資産税について、大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額措置の創設に伴う所要の改正を行うもの</p> <p>(5) 固定資産税の課税免除及び減免について、その対象となる固定資産の明記等を行うもの</p> <p>(6) 軽自動車税の種別割について、次に掲げる改正を行うもの</p> <p>ア 道路交通法(昭和35年法律第105号)の一部改正により、原動機付自転車のうちに新たに特定小型原動機付自転車の区分が定義されることに伴う所要の改正</p> <p>イ グリーン化特例に係る適用期限の延長に伴う所要の改正</p> <p>(7) 災害等による期限の延長について、その手続を明記するもの</p> <p>(8) 規定の整備を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和5年10月3日)から施行し、(1)、(2)及び(5)に係る改正規定は、令和6年1月1日から施行</p>	9月28日 可決 全会一致	総務 財政
議案 第84号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例	<p>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)の一部改正により、移動端末設備への電子証明書の記録が可能となったことを踏まえ、端末機による印鑑登録証明書の交付に係る手続について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和5年10月3日)から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行</p>	9月28日 可決 全会一致	市民 人権

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第85号	堺市手数料条例等の一部を改正する条例	<p>生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号。以下「法」という。)の制定により、生活衛生関係営業等を譲り受けた者について営業者の地位が承継されることとなること等に伴い、当該譲り受けた者に係る手数料の規定の見直し等を行うこととし、次の条例について所要の改正を行うもの</p> <p>(1) 堺市手数料条例(平成12年条例第11号)</p> <p>(2) 堺市食品衛生法施行条例(平成12年条例第22号)</p> <p>(3) 堺市旅館業法施行条例(平成24年条例第67号)</p> <p>○ 法の施行の日(その日がこの条例の公布の日前である場合にあつては、この条例の公布の日(令和5年10月3日))から施行するもの</p>	9月28日 可決 全会一致	健康 福祉
議案第86号	堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例等の一部を改正する条例	<p>こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号)の施行に伴い、次の条例について規定の整備を行うもの</p> <p>(1) 堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例(昭和26年条例第1号)</p> <p>(2) 堺市立こどもリハビリテーションセンター条例(平成5年条例第27号)</p> <p>(3) 堺市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号)</p> <p>(4) 堺市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例(平成27年条例第13号)</p> <p>○ 公布の日(令和5年10月3日)から施行</p>	9月28日 可決 全会一致	健康 福祉
議案第87号	堺市立農業公園条例の一部を改正する条例	<p>堺市立農業公園における指定管理者の指定に係る公平性、透明性及び競争性の確保を図るため、その手続について見直しを行うこととし、所要の改正を行うもの</p> <p>○ 令和6年4月1日から施行</p>	9月28日 可決 全会一致	産業 環境
議案第88号	堺市立フォレストガーデン条例の一部を改正する条例	<p>堺市立フォレストガーデンにおける管理の適正化及び使用者の利便性の向上を図るため、禁止行為を明確にし、及び市民菜園の運用について見直しを行うこととし、次に掲げる改正を行うものであること。</p> <p>(1) フォレストガーデンにおける禁止行為として、植物を栽培すること及び物品等を放置することを追加するもの</p> <p>(2) 市民菜園の運用について、次のとおり改正するもの</p> <p>ア 使用期間を、1区画1回につき2年以内から4年以内に延長するもの</p> <p>イ 区画に係る新たな区分を設け、及び当該区分の使用料の上限を年額で1平方メートルにつき600円と定めるもの</p> <p>○ 令和6年4月1日から施行し、(1)に係る改正規定は、公布の日(令和5年10月3日)から施行</p>	9月28日 可決 全会一致	産業 環境

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案第89号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	堺市駅前公共施設用地活用事業者の選定についての審議等が完了したため、当該審議等に関する事務を行う堺市駅前公共施設用地活用事業者選定委員会を廃止することとし、所要の改正を行うもの ○ 公布の日(令和5年10月3日)から施行	9月28日 可決 全会一致	建設
議案第90号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正等に伴い、次に掲げる改正を行うもの (1) 急速充電設備について、次のとおり改正するもの ア 急速充電設備としての規制対象について、現行、全出力の上限が200キロワットのものであるところ、当該上限を撤廃する等の拡大を行うもの イ 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、充電ポストを屋外に設ける場合における建築物からの距離の確保、充電ポストの筐体等に係る火災予防上必要な措置の見直しを行うもの (2) 防火対象物のうち消防長が指定する場所における標識について、次のとおり改正するもの ア 喫煙所の標識について、健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する喫煙専用室標識を掲示する場合にあっては、その設置を要しないこととするもの イ 「喫煙所」等の文字の標識と併せて設置する標識の図記号について、現行、本市が定めるものとしなければならないこととしているところ、今後は、国際標準化機構が定めた規格又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこととするもの (3) 規定の整備を行うもの ○ 公布の日(令和5年9月29日)から施行し、(1)に係る改正規定は、令和5年10月1日から施行	9月28日 可決 全会一致	市民権
議員提案議案第15号	堺市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例	堺市議会議員の議員定数を48人から41人に改め、これに伴い各選挙区において選出する議員の数について必要な改正を行うもの	9月28日 否決 起立少数	総務 財政
議員提案議案第16号	堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	堺市議会議員の議員報酬について、議会運営委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会常任委員会委員長、議会常任委員会副委員長、議会特別委員会委員長及び議会特別委員会副委員長の報酬に係る規定を廃止するもの	9月28日 否決 起立少数	総務 財政

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議員提案 第17号	堺市議会議員の議員報酬の特例に関する条例	堺市議会議員の議員報酬の月額を、令和5年10月1日から令和9年4月30日までの特例期間の間、堺市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和31年条例第13号)別表に規定する額から、議会議長及び議会副議長にあつてはその100分の20に相当する額を減額し、それ以外の議員にあつては、議会議員について同表に規定する額からその100分の20に相当する額を減じた額とするもの	9月28日 否決 起立少数	総務 財政
議案 第106号	堺市基金条例の一部を改正する条例	地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てるため、堺市企業版ふるさと納税基金を設置することとし、所要の改正を行うもの ○ 令和6年1月1日から施行	12月20日 可決 全会一致	総務 財政
議案 第107号	堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)の施行により、森林環境税を個人の市民税の均等割と併せて賦課徴収することとなることに伴い、堺市手数料条例(平成12年条例第11号)及び堺市市税事務所設置条例(平成18年条例第26号)について所要の改正を行うもの ○ 令和6年1月1日から施行	12月20日 可決 全会一致	総務 財政
議案 第108号	堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく申請、届出等の手続の簡素化を推進し、もって特定非営利活動法人の利便性の向上を図るため、電子情報処理組織等を使用する方法により行うことができる対象を拡大することとし、所要の改正を行うもの ○ 令和6年3月1日から施行	12月20日 可決 全会一致	市民 権
議案 第109号	堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例	堺市美原B&G海洋センターの附属施設である第2プールについて、利用者の減少及び施設の老朽化を踏まえ、当該施設を廃止することとし、所要の改正を行うもの ○ 令和6年4月1日から施行	12月20日 可決 全会一致	産業 環境
議案 第110号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(1) 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)等の一部改正に伴い、出産する予定等の被保険者に係る保険料を減額することとし、所要の改正等を行うもの (2) 地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴う規定の整備を行うもの ○ 令和6年1月1日から施行	12月20日 可決 全会一致	健康 福祉

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第111号	堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例	<p>地価の変動等に鑑み、本市における道路及び河川に係る占用料、法定外公共物に係る使用料並びに公園に係る使用料又は占用料について、その額の改定等を行うこととし、次に掲げる条例について所要の改正等を行うもの</p> <p>(1) 堺市道路占用料条例(昭和28年条例第9号)</p> <p>(2) 堺市準用河川占用料条例(平成12年条例第25号)</p> <p>(3) 堺市法定外公共物管理条例(平成16年条例第51号)</p> <p>(4) 堺市公園条例(昭和35年条例第18号)</p> <p>○ 令和6年4月1日から施行</p>	12月20日 可決 全会一致	建設
議案 第112号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	<p>対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正等を踏まえ、蓄電池設備及び木炭を燃料とする炭火焼き器の規制等について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 令和6年1月1日から施行</p>	12月20日 可決 全会一致	市民権
議案 第113号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	<p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正を踏まえ、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料について見直しを行うこととし、所要の改正等を行うもの</p> <p>○ 令和5年12月21日から施行</p>	12月20日 可決 全会一致	市民権

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第142号	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>令和5年4月の民間給与との比較等に基づく人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員の給料、期末手当、勤勉手当又は初任給調整手当を次のとおり改定し、及び初任給調整手当の支給対象とする職員の範囲について見直しを行うもの</p> <p>(1) 堺市職員の給与に関する条例(昭和29年条例第6号。以下「給与条例」という。)において定める、行政職給料表、医療職給料表、消防職給料表、保育職給料表及び定年前再任用短時間勤務職員給料表並びに堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例(平成28年条例第49号)において定める高等学校等教育職給料表及び小中学校等教育職給料表の給料月額を改定するもの</p> <p>(2) 給与条例において定める初任給調整手当について、次のとおり改正するもの</p> <p>ア 医療に関する専門的知識を必要とする職で規則で定めるものに採用された職員に係る上限額を月額309,200円に引き上げるもの</p> <p>イ 獣医学に関する専門的知識を必要とする職で規則で定めるものに採用された職員を新たに支給対象とし、その上限額を月額35,000円と定めるもの</p> <p>(3) 一般職の職員に対し、令和5年12月に支給する期末手当又は勤勉手当について、次のとおり改正するもの</p> <p>ア 一般職の職員(特定任期付職員を除く。)に係る支給割合について、期末手当にあつては100分の125等に、勤勉手当にあつては100分の105等に引き上げるもの</p> <p>イ 特定任期付職員に係る期末手当の支給割合について、100分の175に引き上げるもの</p> <p>(4) 一般職の職員に対し、令和6年6月以降に支給する期末手当又は勤勉手当について、次のとおり改正するもの</p> <p>ア 一般職の職員(特定任期付職員を除く。)に係る支給割合について、期末手当にあつては100分の122.5等に、勤勉手当にあつては100分の102.5等に定めるもの</p> <p>イ 特定任期付職員に係る期末手当の支給割合について、100分の170にするもの</p> <p>(5) 規定の整備を行うもの</p> <p>○ 公布の日(令和5年12月21日)から施行し、ただし(2)イ及び(4)に係る改正規定は令和6年4月1日から施行</p> <p>○ (1)及び(2)アに係る改正後の規定は令和5年4月1日から、(3)に係る改正後の規定は令和5年12月1日から適用</p>	12月20日 可決 全会一致	省略

議案番号	件名	内容(主なもの)	議決月日 採決状況	付託 委員会
議案 第143号	堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し、新たに勤勉手当を支給することとし、次の条例について所要の改正等を行うものであること。</p> <p>(1) 堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成18年条例第38号)</p> <p>(2) 堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)</p> <p>○ 令和6年4月1日から施行。ただし(1)に係る改正規定のうち規定の整備に係る改正規定は公布の日(令和5年12月21日)から施行</p>	12月20日 可決 全会一致	省略